

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）)

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和8年9月18日

支出負担行為担当官
南関東防衛局長 鋤先 幸浩

1 業務概要

- (1) 業務の名称 南関東防衛局管内（8）工事工程総合管理等業務
- (2) 業務場所 神奈川県横須賀市外
- (3) 業務内容 本業務は南関東防衛局が発注する工事について、工事進捗状況の管理等を行う業務である。
 - ・対象工事 約107件
- (4) 委託期間 契約締結日の翌日から令和11年3月30日まで
- (5) その他
 - ア 本業務は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申出のうえ紙見積合わせ方式（電子入札システムを利用しない手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申出の方法は、公募型プロポーザル方式に係る説明書（以下「業務説明書」という。）による。
 - イ 本業務は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に申出のうえ紙契約方式に代えるものとする。

2 技術提案書の提出者に要求される資格

- 次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件を全て満たしている者により構成される共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和8年9月18日付南関東防衛局長）に示す手続きに従い、南関東防衛局管内（8）工事工程総合管理等業務に係る共同体として資格審査結果の通知を受けた者であること。
- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 単体又は共同体で参加する場合の代表者は、防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」又は「土木」に係る「A」の格付を受け、共同体で参加する場合の代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」、「土木」、「機械」又「電気」に係る「A」又は「B」の格付を受け南関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 参加表明書及び資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、南関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 単体又は共同体の代表者は、次に示す同種又は類似業務について、平成28年4月1日から公示日までに元請けとして完了・引渡しが完了した国内における業務であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務又は防衛省発注の総合発注業務（設計や監理業務における建築、土木、機械、電気、通信、測量、地質調査及び環境等の調査業務のうち複数の職種の業務を一括で発注した業務を指す。）の再委託として完了・引渡しが完了した業務の実績を有すること。

次に示す同種又は類似業務について、平成28年4月1日から入札公告日までに元請けとして完了・引渡しが完了した国内における業務であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務又は防衛省発注の総合発注業務（設計や監理業務における建築、土木、機械、電気、通信、測量、地質調査及び環境等の調査業務のうち複数の職種の業務を一括で発注した業務を指す。）の再委託として完了・引渡しが完了した業務の実績を有すること。

- ・ 同種業務： 建設工事に係る監理業務（保全管理、総合工程管理、安全管理、技術管理及び点検・管理業務、工事監理業務）又はCM（コンストラクション・マネージメント）業務
- ・ 類似業務： 建設工事（建築工事又は土木工事）に係る設計業務

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了していることを証明する資料をもって65点以上の業務とみなすものとする。

- (6) 本業務に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。詳細は業務説明書による。
- (7) 南関東防衛局が発注した業務のうち、令和6年度及び令和7年度に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 単体又は共同体の代表者は、次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(エ)に示す条件をすべて満たす者である。

(ア) 次のいずれかの資格を有する者。

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士
- ・ 技術士（（総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は（建設部門））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・ 1級土木施工管理技士
- ・ 土木学会認定技術者（特別上級、上級又は1級）

- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者（Ⅱ）
- ・ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（※1）（技術士と同様の建設部門に限る）

※1 「R C C Mと同等の能力を有する者」とは、R C C M試験に合格しているが転職等により登録できない立場にいる者。又は外国資格を有する技術者で、国土交通省大臣が、技術士又はR C C M相当と認定した資格であることを証明する認定証を有する者。

(イ) 次に示す同種又は類似業務の経験を有する者

平成28年4月1日から公示日までに元請けとして完了又は引渡し完了した国内における業務であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務又は総合発注業務の再委託として完了・引き渡しが完了した業務のうち、(5)に示す同種又は類似業務を履行した経験を有する。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了していることを証明する資料をもって65点以上の業務とみなすものとする。

(ウ) 配置予定管理技術者の公示日現在の手持ち業務量が5億円未満かつ20件未満であること（防衛省発注の業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、金額は対象外とする。また、手持ち業務量が履行開始予定日（別表④に示す日）までに完了する見込みの業務については手持ち業務量の対象外とする。）。ただし、これを超過する場合は業務説明書による。

なお、公示日現在の手持ち業務に南関東防衛局が発注した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2.5億円未満かつ5件未満である者とする。

手持ち業務とは、プロポーザル方式等における特定後未契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務金額とする。）のうち、当該業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

(エ) 公示日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある。恒常的な雇用関係とは、3か月以上の雇用関係があることをいう。

イ 削除

(9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(10) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

(11) 削除

(12) 削除

(13) 削除

(14) 削除

(15) 単体又は共同体の代表者及び代表者以外の構成員は、情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

なお、情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は参加を認めない。

3 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定

(1) 技術提案書の提出者の選定

上記2に掲げる資格を有する参加表明書の提出者全てを、技術提案書の提出者として選定する。技術提案書の提出者の選抜は行わない。

(2) 技術提案書を特定するための評価基準

上記(1)により選定された者の技術提案書について、次のアからウの評価基準により評価を行い、これらの得点合計の上位1者を技術的に最適なものとして特定する。

なお、配置予定技術者に対しヒアリングを行う。

ア その他

イ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

ウ 特定テーマに対する技術提案

4 手続等

(1) 担当部局

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎5F
南関東防衛局総務部契約課
TEL 045-211-7143
FAX 045-212-2806
メールアドレス sk7018-sk@ext.s-kanto.rdb.mod.go.jp

(2) 業務説明書の交付期間等

ア 交付期間 別表①のとおり

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター
<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

・文書類 : PDF (Acrobat 2017形式)

・図面類 : PDF (Acrobat 2017形式)

・申請書類 : Word (2019形式) 又はExcel (2019形式)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）を(1)に郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出（電子メールにより提出する場合は、送信前及び送信後に上記(1)の担当部局へ電話により連絡するものとする。また、提出するファイル形式は、電子入札システムによる場合と同じとする。以下同じ。）したうえで、データを保存するために必要なCD-R（未使用に限る。）1枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページ（https://www.mod.go.jp/j/procurement/kensetsukouji/oshirase/pdf/koji_004.pdf）より入手可能である。

(3) 参加表明書等の提出期間等

ア 提出期間 別表②のとおり

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、参加表明書等の容量が電子入札システムの上限を超える場合の提出方法等については、業務説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に郵送等又は電子メールにより提出する。

(4) 技術提案書の提出期間等

ア 提出期限 別表③のとおり

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書の容量が電子入札システムの上限を超える場合の提出方法等については、業務説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に郵送等又は電子メールにより提出する。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行横浜中代理店 横浜銀行本店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 南関東防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 南関東防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は業務委託料の10分の1以上とする。

(3) 特定後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(6) 参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記4(3)により参加表明書等を提出することができるが、その者が当該業務について技術的に最適なものとして特

定されるためには、特定通知日までに級別の格付を受けていなければならない。

防衛省における令和 7・8 年度防衛省競争参加資格の随時受付において申請を行った場合、当該業務に係る技術提案書の特定通知日までに審査が終了せず、見積合わせに参加できないことがある。

(7) 詳細は業務説明書による。

【南関東防衛局管内(8)工事工程総合管理等業務 プロポ公示 日程表】

別表

①	説明書等の交付期間	令和8年9月18日(金)から 令和8年12月20日(日)までの 9時から18時まで (行政機関の休日を除く)
②	参加表明書の提出期間	令和8年9月18日(金)から 令和8年10月13日(火)までの 9時から18時まで(ただし、最終日は12時まで) (行政機関の休日を除く)
③	技術提案書の提出期間	令和8年10月30日(金)から 令和8年11月10日(火)までの 9時から18時まで(ただし、最終日は12時まで) (行政機関の休日を除く)
④	履行開始予定日	令和9年1月16日(土)

(紙見積合わせ方式の場合は、各期間の9時から17時まで(12時から13時までの間を除く)。

最終日は、別表1欄に記載の時刻必着とする。

(行政機関の休日とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。)